

# 生協連会報

2024

# 3

## <活動報告>

「四谷姉妹と考える憲法 あなたはわたしをどう思う？」開催報告	2
第2回広報担当者・消費者行政連絡会開催報告	4
第5回食・消費者委員会報告	5
第48回千葉県消費者大会開催報告	7

## <資料>

千葉市及び千葉県に対する令和6年度食品衛生監視指導計画（案）に対する意見	9
第4次千葉県消費者基本計画(案)に関する意見	14

No.527





## 千葉県生協連の主な活動予定 2024.3～2024.5

3月			4月			5月		
日	曜		日	曜		日	曜	
1	金	食料・農業・環境を考える フォーラム	1	月	MCA無線通信訓練	1	水	
2	土		2	火		2	木	
3	日		3	水		3	金	
4	月		4	木		4	土	
5	火	MCA無線通信訓練	5	金		5	日	
6	水	第2回職域生協部会	6	土		6	月	
7	木	第4回大規模災害対策協議 会・サポちば理事会	7	日		7	火	MCA無線通信訓練
8	金	coop火災共済等に関する研 修交流会	8	月		8	水	
9	土		9	火		9	木	サポちば理事会
10	日		10	水		10	金	
11	月		11	木		11	土	
12	火	消団連第3回代表幹事会	12	金		12	日	
13	水		13	土		13	月	
14	木		14	日		14	火	
15	金		15	月	食・消費者委員会	15	水	
16	土		16	火		16	木	
17	日		17	水		17	金	
18	月		18	木		18	土	
19	火		19	金		19	日	
20	水		20	土		20	月	
21	木		21	日		21	火	千葉商大生協総代会
22	金	第5回地域・まちづくり委 員会	22	月		22	水	千葉大生協総代会・東邦大 消費生協総代会
23	土		23	火	役員推薦委員会	23	木	第7回理事会・第1回地域 生協部会
24	日		24	水		24	金	
25	月		25	木	第3回監事会	25	土	
26	火	第6回理事会	26	金		26	日	
27	水		27	土		27	月	
28	木		28	日		28	火	
29	金		29	月		29	水	
30	土		30	火		30	木	
31	日					31	金	

# 「四谷姉妹と考える憲法 ～あなたはわたしをどう思う?～」開催報告



日 時：2024年2月6日（火）14：00～16：00

会 場：千葉市生涯学習センター 研修室

参 加 者：22名（参加者・講師・事務局含む）

講 師：四谷姉妹

東京法律事務所所属 岸松江弁護士

青龍美和子弁護士



憲法業界でプチブレイク中の四谷姉妹が、漫才で憲法へのイメージを身近なものに変え、学習会ではジェンダーの視点から人権だけでなく平和についても説明をされました。

## ◆ 開会あいさつ 千葉県生協連 尼崎専務理事

千葉県生協連では憲法学習会を毎年継続して開催しています。継続して開催することで一人ひとりが憲法に対する理解を深め自分の意見を持つことにつながると考えます。近年社会では様々な問題が発生しています。このような状況の時こそ改めて憲法を学び、私たちの暮らしや平和が守られていくのか一緒に考えていきたいと思ひます。



尼崎専務理事

## ◆ 学習会 四谷姉妹と考える憲法 あなたは私をどう思う？

○漫才 1月27日に出演したテレビ番組で、直してもらったというネタから漫才が始まりました。意表を突く六法全書の使い方から笑いが始まり、憲法に胸キュンとなるお姉さんとそのお姉さんにつっこみながら、立憲主義、平和、人権の大切さや時事ネタまで説明する妹と、憲法を身近に感じられる面白おかしい漫才が続きました。



四谷姉妹

## ○学習会 ジェンダーから考える平和と人権 幸せのかたちってなんだろう？

### 1. ジェンダーってなんだろう～「幸せのかたち」から考えてみよう～

内閣府が11月3日を「家族の日」その前後を「家族の週間」としていますが、そのロゴモデルが夫婦と子供3人となっています。「家族」とは「夫婦+子ども」が普通ですか？また家族を持つことが幸せですか？男女の異性同士でいることが幸せですか？「幸せのかたち」は人それぞれ。価値観を押し付けていませんか？



### 2. 「幸せのかたち」って実は…？～ジェンダー平等や多様性が認められない社会

の弊害～ 「幸せなかたち」って実はジェンダーなのでは？性的マイノリティは3%。

日本人の多い苗字と同じくらいなので本当はマイノリティではありません。ひとり親、単身世帯など家族の形はさまざまですが不利益を被ることが多いです。また「幸せのかたち」の家族や、社会にも男女の不平等があります。

3. なぜ「幸せのかたち」があるのだろう 家父長制度・「家」制度からくる男女の役割り分担意識から生じる様々なジェンダーバイアスがあります。「男とは」「女とは」という性別役割分担意識。また世帯別の税や社会保障制度も性別役割分担が前提。決定機関における女性比率が低いいため中々解消されません。

4. 本当の「幸せのかたち」って？～みんなが本当の幸せをつかむためには～  
戦争には「男らしさ」「女らしさ」という性別役割分担を利用しています。原爆の名前が男性名。核兵器の巨大な威力は「マッチョな男らしさ」と密接な関係にある。2000年の安保理決議では平和は男女の平等と密接に関係していると表明。戦争のある世の中ではなく、平和な世界や、「幸せになりたい」と願うのは私たちの人権。人権を守るために権力を守るために憲法があります。

#### ○参加者アンケートから（抜粋）

- ・ すぐわかりやすく、楽しい切り口でスタートしての学習会だったのでとてもいい勉強になりました！
- ・ ジェンダーについてかんがえるきっかけになりました。
- ・ 最初の漫才がとても面白かったです。インパクトがありました！楽しかった！
- ・ 後半の講演の内容が濃くて勉強になりました。私も憲法のような人がいたら最高！って思っていたんですが、セクシーとは…素敵です。
- ・ 四谷姉妹の考える安全保障に全面賛成！
- ・ どうしたら憲法をもっと世の中の人に知ってもらえるかを考えています。自分に関することなのに、無関心なのはいかなものか…。四谷姉妹の切り口はとても良く、説得力もあるのでもっと普通の人にも聞いて考えてほしいと思いました。
- ・ 「おかしい」と思った先人たちが切り開いてきた道を享受しているから、「今おかしい」と思うことに声をあげる、権力に抗い続ける力をもらった。
- ・ 自分自身もアンコンシャスバイアスで物事を見えてしまうことがあると思った。
- ・ 「男らしさ」を競う分文化の話は新鮮だった。
- ・ ジェンダーと平和を関連づける視点は新鮮だった。

≪ 講師紹介 ≫ 憲法漫才コンビ四谷姉妹  
東京法律事務所所属 岸まつえ弁護士（姉）青龍みわこ弁護士（妹）による憲法漫才コンビ。お笑い芸人阿佐ヶ谷姉妹とそっくりなピンクのワンピース姿で漫才で憲法を紹介。「困った時には憲法が私たちの権利を守ってくれる頼もしい存在」と、憲法のすばらしさを多くの人に知ってもらうために活動をおこなっています。



左 岸まつえ弁護士（姉）  
右 青龍みわこ弁護士（妹）

# 2023年度第2回広報担当者・消費者行政連絡会報告

1. 日 時：2024年2月14日（水）10：00～10：30
2. 開催方法：Zoomを活用したWeb会議
3. 出席：千葉県環境生活部くらし安全推進課  
消費者安全推進室 諏訪 防犯対策推進室 北澤  
交通安全対策室 神野  
パルシステム千葉 嶋田 コープみらい 鈴木 生活クラブ 宮間  
千葉県生協連 尼崎 竹内 ※敬称略

## 4. 概要

2月14日（水）、Zoomを活用したオンライン会議で2023年度第2回広報担当者・消費者行政連絡会を開催し、千葉県環境生活部くらし安全推進課、会員生協の広報担当者、県連事務局合わせて8名が参加しました。



参加者のみなさん

消費者行政連絡会は消費者問題に関連する行政との意見交換や、連携の具体化を目的に開催しています。千葉県が県民に向けた広報活動について、千葉県内の生協が自生協の広報媒体を活用して協力しています。

会議では、会員生協からは、2023年12月に共通テーマでおこなった「冬の交通安全運動に合わせた飲酒運転撲滅キャンペーンの掲載記事や、2024年度5月におこなう「消費者月間」の掲載内容についての確認などをおこないました。また2023年度の振り返りでは、掲載記事についての読者の反応や、今後のSNSでの発信についての意見がありました。千葉県からは今後は視覚でわかる記事づくりについて考えていきたいと話がありました。

次回は2024年9月26日（木） 10時～の開催を予定しています。

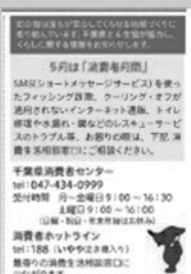
## 各生協の掲載紙面



パルシステム千葉  
機関誌パルノート



コープみらい機関紙  
ちばインフォメーション



生活クラブ千葉  
コルザ5月号



なのはな生協  
組員配布チラシ



千葉県庁生協  
生協だより



千葉県生協連  
会報

日 時：2024年2月15日（木）10：00～12：00

開催方法：千葉県生協連会議室 Zoom を活用した Web 会議

出席者：山本（なのはな生協）、北村・熊谷（パルシステム千葉）  
（敬称略） 高山（コープみらい）、並木（生活クラブ生協）

講師：吉野・小野寺（千葉県食品衛生監視班）

事務局：尼崎・依光（県生協連）



内 容：

## 1. 学習 令和6年度千葉県食品衛生監視指導計画(案)について

講師 千葉県健康福祉部衛生指導課 食品衛生監視班 班長 吉野 学さん  
主査 小野寺 功さん

千葉県生協連では、毎年千葉県が食品衛生法に基づき策定する食品衛生監視指導計画(案)へ、意見を提出しています。今年度も事前学習として、千葉県健康福祉部衛生指導課食品衛生監視班の吉野さん、小野寺さんから「令和6年度千葉県食品衛生監視指導計画(案)」と令和5年度の実施状況についてご説明いただきました。講師を含み、9人が参加しました。

■初めに、令和5年度計画からの主な変更点（外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供、イベント等における食品の取扱いに係る事項）と各計画事項について説明いただきました。

中でも、現在注力している外食・中食における食物アレルギーに関する表示への飲食店での対応について「アレルギーは命にかかわる問題なので、飲食店でもわかりやすく情報提供するよう働きかけている。表示は所管部局が分かれていることもあり、衛生事項以外の表示、品質事項などに関する表示については、関係する庁内部局や保健所と連携しながら対応している」との説明でした。

■その後、道の駅の従事者向けの食衛法改正についての講習会実施状況、飲食店への立ち入り検査時の確認のポイント、キッチンカーの屋号や経営者・所在地の表示について(店舗と同様の扱い。食品表示法の範疇では表示義務無し。体調不良の場合は保健所に申し出る)、リスクコミュニケーション、行事開催届出が必要な大規模イベント時の衛生管理などについて、意見交換をおこないました。特にイベントに関しては「大規模イベントの定義は特になく、千葉県では独自に、自治会のお祭りや学際などの一般の方達の企画を想定した任意の行事開催届出を用意している。行事開催届は保健所が食品安全に詳しくない一般の方達に直接アプローチできるきっかけとなっており、結果的に食中毒予防の水際対策としてのウエイトが一番高い」とのことでした。



講師：吉野さん



講師：小野寺さん



■最後に、吉野班長は「肉の生食など、消費者が『これは食べると危ない』という意識を持つと、事業者も提供しなくなります。皆さんも食品の安全について学んだことをぜひ、まずは口コミから広めていただければと思います」と締めくくられました。

### 3. 各生協からの報告

#### ○なのはな生協

・食を伝える活動として、1月16日（火）佐倉ミレニアムセンターにて、味噌造り講習会を行い11組12名の参加がありました。今回は初心者向けにご自宅でも簡単にできる味噌造りキットを一組一つずつお渡しして、皆さんと一緒に仕込み、各自お持ち帰りいただきました。各テーブル組合員さん同士お話ししながら和気あいあいとした雰囲気です。仕込んでいっていただきました。お子様のご参加もあり、お母様と一緒に麴と塩を混ぜたり、頑張っていました。ご参加いただいた方の感想は、「半年後が楽しみです。」「今年は味噌を作ってみようと思いました」など頂き、仕込んだ味噌を持ち帰りできるのも組合員さんにとって一つの楽しみのようなようです。

#### ○パルシステム千葉

・2月8日（木）に「浜の母さん料理教室」を、北海道 野付漁業協同組合 女性部のみなさんを講師としてお招きして4年ぶりに開催しました。27世帯29名が参加して、野付のほたて・秋鮭等の水産物の資源管理や植樹の取り組みについて学習した後、野付のものを使用したオリジナル料理を教わりながら交流し、楽しい時間を過ごしました。

#### ○生活クラブ生協

・12/15にお米の生産者である(株)アグリノベーションカンパニーの交流会を開催し、27名が参加しました。特別栽培米で作っている生産者の話と、祭り寿司の実習で盛り上がりました。  
・2/8 ビオサポマイスター連絡会にて牛乳の生産者である新生酪農(株)の交流会を開催しました。消費材の優位性を伝えるマイスターが、逼迫する酪農の実態やバターやチーズと牛乳の値段のバラつきなど学ぶ機会となりました。

#### ○コープみらい

・11月4日（土）コープみらい八街の森にて「おいでよ！コープみらい八街の森」を開催しました。八街市及び八街市社会福祉協議会から後援をいただき、秋晴れの中、約250人が来訪され、多くの方に八街の森が認知されるきっかけとなりました。屋内では、石窯ピザづくり、八街社協のポッチャ体験、千葉3区ブロック委員会による“フードロス”についての展示でゆったりと楽しく過ごす時間になりました。屋外では、丸太の輪切りや薪割り、木の実のクラフト、竹ぼっくり、シャボン玉づくりなど楽しく参加できる体験や「野菜マルシェ」では、産地協議会8団体の新鮮な野菜と県産野菜を使った豚汁の販売をし、生産者と組合員の交流の場となりました。

※次回は2024年度第1回（4月15日開催）です。



## 第48回千葉県消費者大会 開催報告



日 時：2024年2月17日（土）10：00～12：30  
会 場：千葉県教育会館 203 会議室  
参 加 者：37 人  
テ ー マ：まったなし！気候変動と再生可能エネルギー～電気の一生を考えよう～  
講 師：  
前(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 副会長  
前消費者委員会委員 消費生活アドバイザー 大石 美奈子さん  
主 催：消費者団体千葉県連絡会  
後 援：千葉県・千葉市  
概 要：

2024年2月17日(土)に千葉県教育会館 203 会議室において、第48回千葉県消費者大会を対面で開催しました。

今回は、私たちを取り巻く環境とエネルギーの状況を学び、CO2削減の方法や電気の賢い使い方など、消費者としてできることについて考えることを目的に、前消費者委員会委員、前(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 副会長の消費生活アドバイザー 大石美奈子さんを講師に迎えて学習をおこないました。



司会：小野陽寛監事  
(千葉土建)



千葉大学お笑いサークルP-RITTS

主催者である消費者団体千葉県連絡会阿部京子代表幹事による開会挨拶の後、千葉大学お笑いサークルP-RITTSの4人が登場し、環境大喜利を披露していただきました。

会場が若い人たちのお笑いでウォーミングアップした後、大石美奈子さんによる講演に入りました。



阿部代表幹事  
(団自連)

講演「再生可能エネルギーと電力料金」 講師：消費生活アドバイザー 大石美奈子さん



講師：大石美奈子さん

### ◆地球温暖化と私たちの暮らし

国連 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の2021年報告書では「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とし、明らかに温暖化と私たち人間の活動に関連があるとされました。その後、2023年に出された第5次報告書では、もし私たちがこのまま何も対策を講じないで生活を続けた場合には、2100年には気温が2.6度から4.8度くらい上昇するだろうと記載されました。反対に、厳しい温暖化対策を取った場合でも、やっと2100年に0.3度から1.7度上昇程度に抑えられるのではないかとされています。最近の夏の高温化を見ても、温暖化は厳しくなっています。では、私たちの暮らしで使うエネルギーを見ると、この50年間で約2倍になっています。温暖化を進める温室効果ガスの排出量の内、6割が家庭から、その中でも住居、移動(自動車など)、食(家畜など)の順で

多くなっています。温暖化による海面上昇で南方の島が水没することなど、遠い話のような気がしますが、実は私たちの暮らしそのものがこの地球温暖化に大きく関わっていて、暮らしを足元から見直さないと止められないと思います。



会場の様子

#### ◆電気の自由化って何？

私たちの暮らしの中で、エネルギーとしての電気の重要性は高まっています。これまで大手電力会社が電気を作り送り売っていたところ、消費者が自由に電気を選べるようになるということで始まったのが、小売全面自由化です。この電力システム改革の大きな目的は3つです。一つ目は、安定供給を確保することです。震災が起きるとなかなか電源の確保が難しくなります。できるだけ早く復旧して安定供給ができるよう、1つの大手電力会社だけに頼らないようにと考えました。二つ目は、競争を起すことで、できるだけ電気料金の上げ幅を抑えようということでした。三番目が私たちに1番関係するものです。今までは、原子力の電気であっても、石炭で作った電気であっても私たちはそれを受け入れるしかなかったのですが、私たちが選択することで発電事業者も消費者のニーズに答えた発電や電気料金メニューを設定できるようになりました。事業者の事業化の選択を増やし、事業機会を増やす、これがこの3つ目の目的であり、社会のシステムを変えることにもつながったといえます。

#### ◆再生エネルギーへの期待と課題

日本は総発電量の20%ほどを再生可能エネルギーが占め、その多くが水力発電です。海外は昼夜を問わず発電できる風力発電が主流ですが、日本は土地利用の限界から、風力や太陽光発電なども伸びていません。「再生可能エネルギーの価格が高いから」ともいわれますが、原子力発電の建設費や放射性廃棄物の処理費用、化石燃料の高騰から見た際、再生可能エネルギーの建設等のコストを見込んだとしても安定的に供給できるようになれば高いとは言えません。また、蓄電池などを活用した電力の有効利用、また電力使用の時間帯の調整（ピークシフト）で電力の不足を補完するといった行動も、新しい発電所建設に匹敵する効果があります。消費者も、知識、知恵を持つことが大切です。

#### ◆私たち消費者にできること

家庭でできる節電方法もたくさんありますが、消費者には、ぜひデマンドレスポンス(電力の需要量と供給量を合わせること)に参加していただきたい。電気にも一生があります。電気は誰かがどこかで作って、運んでくれているから使えます。まずは使う時に、何で作られているのか、廃棄物はどうなっているのかなどに思いをはせ、電力を選んでほしいと思います。

(文責：事務局)

講演の後、秋元司代表幹事(民医連)から、消費者団体千葉県連絡会及び幹事団体の2023年度活動報告をおこない、閉会となりました。

#### 《参加者の感想》

- ・お話が非常にわかりやすかった。消費者が現在や今後(省エネ、電気の選択の視点)など、具体的に提起していただいたのも良かったです。
- ・生活の中で電力について考えないまま、原発の怖さはある、これだけではないのでは…自然エネルギーの活用が、なかなか見えてこないのも事実です。
- ・電気製品の選び方や家庭での断熱など、考えるきっかけをもらいました。



秋元司代表幹事  
(民医連)

**千葉県及び千葉県に対し、令和6年度食品衛生監視指導計画（案）  
への意見を提出しました。**

千葉生協連では食の安全に関するリスクコミュニケーションの一つとして、毎年千葉県と千葉市の食品衛生監視指導計画（案）に関する意見を提出しています。今年度も千葉市と千葉県に対して意見を提出しました。

**令和6年度千葉県食品衛生監視指導計画(案)に対するご意見の記入票**

- 1 送付先 千葉県健康福祉部衛生指導課食品衛生監視班
  - (1)住所 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
  - (2)電話 043-223-2626
  - (3)ファクシ 043-227-2713
  - (4)Eメール eisi2@mz.pref.chiba.lg.jp
- 2 受付期間 令和6年1月26日(金)から令和6年2月26日(月)まで  
(令和6年2月26日(月)必着とさせていただきます。)
- 3 ご意見記入欄

ページ	項目名	ご意見の内容
	第3の2「重点監視指導事項」 (1)	カンピロバクターによる食中毒防止のため、特に鶏肉を扱う食肉事業者、飲食業者、総菜・弁当製造事業者への監視指導をお願いします。また、体調不良の原因に気が付かない消費者もいるようです。肉の生食または加熱不十分な状況で食するリスクについて、継続して注意喚起を図っていただくようお願いいたします。 最近、アニサキスによる食中毒も増えています。鮮魚を提供する事業者への講習や消費者への注意喚起も、監視指導事項の項目に加えてください。
	第3の2「重点監視指導事項」 (2)	新たに令和5年3月にくるみが特定原材料へと変更となりました。外食・中食における食物アレルギーの情報提供は消費者にとって喜ばしいことと思います。 アレルギー表示はもちろん、栄養成分表示も生命健康に関わる表示です。それらの表示の有無、表示内容とともに、含有の真正性についても監視指導を強化してください。
	第3の2「重点監視指導事項」 (3)エ、オ	毒性を持つ食品の誤食を防ぐため、直販所で販売されている農水産物についても監視指導の強化をお願いします。 直販所では「産直」として生産者が直接納品する場合もあり、安全性は、販売者や生産者に任されています。以前もフグや毒キノコ、最近では国産小麦の赤カビの販売事例も報道されています。販売者や消費者を含めた関係者に対し、有毒な農水産物に関する情報提供、広報啓発が必要と

		考えます。ぜひ、注意深く監視をお願いします。
第3の2「重点監視指導事項」 (3)		最近ではネットでの食品販売も増え、冷凍食品などの無人販売や自動販売機も見かけます。非対面で販売される食品に対しても、安全性とともに消費者の手元に届くまで衛生管理の確認を積極的に実施してください。あわせて消費者に対しても、家庭までの持ち帰りや喫食までの管理についての注意喚起をお願いします。
第3の2「重点監視指導事項」 (6) (7)		医薬品成分が含まれる「いわゆる健康食品」の販売事例が後を絶たず、医薬品成分含有食品のインターネット販売や個人輸入による健康被害も増えています。最近ではいわゆる「大麻グミ」を食べ、体調不良を訴える事例もありました。製造事業者への異物混入や指定成分等の有無の確認、販売事業者への指定成分に類する成分を含む食品の販売の有無など、監視指導を強化してください。合わせて、健康被害とならないよう、危害情報の積極的な公表と注意喚起をお願いします。
第3の2「重点監視指導事項」 (8)ア.		国による食品リコール（自主回収）の届出情報について、県民への注意喚起を徹底してください。リコールに気が付かず喫食し、身体に危害が及ぶ場合もあります。事業者はもちろん、県としてもホームページ、SNS、新聞発表など、様々な方法で積極的な周知をお願いします。
第3の2「重点監視指導事項」 (8)イ.		原料原産地の誤記、原材料の順番、栄養成分の表示ミスといった安全性に問題ない場合は回収、廃棄せず、店頭でのポップ表示や訂正シールなどの簡便な修正が認められています。食品ロス削減の観点から、適切な廃棄とともに、安全性に問題のない食品の利用についての指導や助言をお願いします。
第3の2「重点監視指導事項」 (10)		飲食店での持ち帰り（テイクアウト）や宅配（出前）などの監視強化に賛同します。オについては、半調理品や再加熱が必要な食品については、十分な加熱を求めるなど調理上の注意喚起も含めてください。また、宅配時の衛生管理も問題になる場合があります。項目として「宅配を担当する従業員への衛生指導」を加えてください。 また、ほぼ常設で販売するキッチンカーの衛生管理についても、店舗に準じ、改正食品衛生法に沿った衛生管理方法の徹底を図るよう監視指導をお願いします。食品表示法の範疇ではありませんが、購入後に問い合わせができるよう、屋号、連絡先などを消費者に分かりやすく表示することも事業者には促していただくようお願いします。
第3の2「重		令和5年度には全国販売の駅弁や大規模イベントでの手

	<p>点監視指導事項」 (11)</p>	<p>作りマフィン、加熱不十分なカキなどによる集団食中毒が発生し、無理な大量受注による加熱時や保存時の不適切な温度管理が原因との報道がありました。このように、コロナ後に新規参入や営業を再開した食品製造業者の中には、知見が不十分なものや作業手順の管理が甘くなっているところもあるかと思えます。「重点監視指導事項」に加えたことは、大いに意義があると思えます。</p>
	<p>第9</p>	<p>行政、食品事業者と市民の三者による意見交換、リスクコミュニケーションの機会拡大をご検討ください。様々なステークホルダーがお互いの立場から、食の安全について共に考えていくことが重要だと考えます。また、食の安全に関する情報(法制度の解説、食中毒事例の解説など)はもちろん、最新の知見などについての学習や広報の機会を設けていただくよう、お願いいたします。くらし安全推進課及び消費者センターと連携した取り組みを期待します。</p>
	<p>第12</p>	<p>法や制度の改正、食を取り巻く状況の変化などに対応できるよう、関連部局の人員増と予算の強化を求めます。特に最近では、フードテックを用いた新たな育種技術(遺伝子組み換え、ゲノム編集技術、培養肉など)で作られた農水産物の販売も始まっています。食を取り巻く状況の変化に対応するためにも職員の資質向上はもちろん、食品衛生監視員や食品衛生推進員を含め、指導・支援・助言のための人材確保が、喫緊の課題と考えます。令和6年度以降の人員確保と専門性のある職員に対する研修や育成、それに対する予算措置もご検討ください。</p>
	<p>資料1 2. 食品等検査実施計画 (1)国内産食品等放射性物質</p>	<p>現在、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業によるアルプス(ALPS)処理水が海洋放出されており、消費者の間では再び海産物への汚染を心配する声も聞こえます。これまでの測定及び管理、正しい情報提供の継続が、消費者の安全と安心につながっています。今後も、情報提供とリスクコミュニケーションをお願いします。</p>

#### 4 ご意見提出者

(1) 氏名 (法人の場合は法人名及び営業所名)

千葉県生活協同組合連合会 専務理事 尼崎 英之

(2) 住所 (法人の場合は本社又は営業所の住所)

千葉県千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館5階

(3) 電話番号 (法人の場合は本社又は営業所の電話番号)

043-224-7753

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課御中

## 令和6年度千葉市食品衛生監視指導計画(案)に対する意見

意見提出者 千葉県生活協同組合連合会 専務理事 尼崎英之  
住所 千葉市中央区中央4-13-10千葉県教育会館5F  
電話 043-224-7753

千葉市におかれましては、日頃より食の安全確保にご尽力されていることへ、心から敬意を表します。また、私共生活協同組合の事業や活動へのご指導、ご協力に対してお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症も収束し、飲食店の営業や来店者もコロナ禍以前の状況に戻っています。そのような中、国では食品安全行政の一部が厚生労働省から消費者庁へ移管されました。また食品ロス削減の取り組みとして賞味及び消費期限延長の検討が始まっています。食の安全を守る取り組みが時代とともに変化するにつれ、すべてのステークホルダーが正しい情報のもと、学び理解する事の大切さを感じます。

早速ですが、令和6年度千葉市食品衛生監視指導計画(案)に対して、以下の通り意見を述べさせていただきます。

- (1) 非対面販売の食品に対する安全性はもちろん、表示（賞味及び消費期限、アレルゲン、栄養成分、カロリー等）の適切性、安全性を保つ保管状況など、監視強化をお願いします。コロナ禍を経て、食品の提供方法もより多様化しています。料理などのデリバリーや持ち帰りから、最近では生鮮食品のネット販売だけでなく、無人販売や自動販売機なども見かけます。消費者へも喫食までの保管や管理(保冷・冷凍など)への注意喚起をお願いします。
- (2) 大規模イベントなどで大量製造、販売される食品及び事業者に対し、一層の監視指導の強化を求めます。令和5年度には全国販売の駅弁や大規模イベントでの手作りマフィン、加熱不十分なカキなどによる集団食中毒が発生しました。原因は無理な大量受注による、加熱時や保存時の不適切な温度管理と報道されています。このように、コロナ後に新規参入や営業を再開した食品製造業者の中には、知見が不十分なものや作業手順の管理が甘くなっているところもあるかと思えます。特にイベントなどで大量に食品を扱う事業者には、当日の監視とともに、食品の保存やHACCPに沿った衛生管理など、事前の作業工程についても指導強化を求めます。
- (3) 毒性を持つ食品の誤食を防ぐため、直販所で販売されている農水産物の品目についても監視指導の強化をお願いします。今、新鮮さや安さを求めて農水産物直販所の利用が伸びています。直販所では「産直」として生産者が直接納品する場合もあり、その場合の農水産物の安全性は、販売者や生産者に任されています。以前も誤ってフグや毒キノコが販売された事例もありました。消費者を含めた関係者に対し、有毒な農水産物に関する情報提供、広報啓発も必要と考えます。最近でも国産小麦の赤カビの例もあり、ぜひ、注意深く監視をお願いします。
- (4) カンピロバクターによる食中毒を防ぐため、食肉事業者、飲食業者、総菜・弁当製造事業者へのHACCPに基づく衛生管理の徹底は食中毒防止の基本と考えます。また、事業者はもちろん消費者へも、鶏肉などの生食または加熱不十分な状況で食するリスクについて、継続した注意喚起を

求めます。

- (5) 鮮魚を提供する事業者、また消費者に対し、アニサキスに関する情報提供や注意喚起の強化をお願いします。全国の食中毒発生状況を見ると、アニサキスによるものが第1位となっています。輸送経路の発達やコールドチェーンの進歩により、鮮魚を冷凍せずに生食用として消費者に提供できるようになったことも一因と聞きました。新鮮な水産物を安全に喫食できるよう、鮮魚卸業、鮮魚販売店、飲食店、消費者に対する注意喚起の広報をお願いします。
- (6) 国による食品リコール（自主回収）情報の届出情報について、市民に向けた積極的な提供を求めます。リコールに気が付かず喫食し、身体に危害が及ぶ場合もあると思います。速やかな広報の方法をご検討ください。また、原料原産地の誤記、原材料の順番、栄養成分の表示ミスといった安全性に問題ない場合は回収、廃棄せず、店頭でのポップ表示や訂正シールなどの簡便な修正が認められています。事業者への助言はもちろん、消費者に対しても、表示ミスなど安全性に問題のない食品の利用について広報をお願いします。
- (7) 新たに令和5年3月にくまが特定原材料へと変更となりました。生命にも関わるアレルギー表示、栄養成分表示に関して、表示の有無や表示内容とともに真正性についても監視指導を強化してください。また医薬品成分が含まれる「いわゆる健康食品」の販売事例が後を絶たず、医薬品成分含有食品のインターネット販売や個人輸入による健康被害も増えています。最近ではいわゆる「大麻グミ」を食べ、体調不良を訴える事例も全国で相次いでいます。市のホームページ上での注意喚起情報の発信とともに、消費者にしっかり危害情報が届くような積極的な公表と注意喚起をお願いします。
- (8) 食品における放射性物質の測定検査は、特に給食などの子どもの食に関わる部分については継続をお願いします。これまで実施されてきた測定及び管理、正しい情報提供の継続が消費者の安全と安心を確保していると考えます。また現在、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業によるアルプス（ALPS）処理水が海洋放出されており、消費者の間では再び海産物への汚染を心配する声も聞こえます。今後も、継続した情報提供とリスクコミュニケーションをお願いします。
- (9) 行政、食品事業者と市民の三者による意見交換、リスクコミュニケーションの機会拡大をご検討ください。様々なステークホルダーがお互いの立場から、食の安全について共に考えていくことが重要だと考えます。また、食の安全に関する情報（法制度の解説、食中毒事例の解説など）はもちろん、最新の知見などについての学習や広報の機会の増加をお願いいたします。令和5年度には千葉市消費生活センターでも食品表示の学習会が開催され、貴課開催の「食の安全に関する講演会」とともに市民に対する学びの機会を増やしていただけたことは、大変好感が持てました。引き続き、継続をお願いします。
- (10) 法や制度の改正、食を取り巻く状況の変化などに対応できるよう、関連部局の人員増と予算の強化を求めます。特に最近では、フードテックを用いた新たな育種技術（遺伝子組み換え、ゲノム編集技術、培養肉など）で作られた農水産物の販売も始まっています。食を取り巻く状況の変化に対応するためにも職員の資質向上はもちろん、食品衛生監視員や食品衛生推進員を含め、指導・支援・助言のための人材確保が、喫緊の課題と考えます。令和6年度以降の人員確保と専門性のある職員に対する研修や育成、それに対する予算措置もご検討ください。 以上

千葉県環境生活部  
くらし安全推進課消費者安全推進室 御中

第4次千葉県消費者基本計画(案)に関する意見

千葉県生活協同組合連合会  
会長理事 首藤英里子  
〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10  
千葉県教育会館5階

千葉県におかれましては、県内の消費生活の安全・安心を守るため、日々よりご尽力いただき実ありがとうございます。また、弊会および会員生協の活動へご指導ご協力いただき、深く感謝申し上げます。

第3次千葉県消費者基本計画の策定より5年を経た今、社会情勢の変化も激しく、様々な分野での技術革新や新たなサービスが派生しています。消費者が公正で持続可能な社会づくりに積極的に参画することを、一層強く求められていると感じます。今回の第4次千葉県消費者基本計画の策定を契機に、千葉県における「消費者市民社会」が充実することを、大いに期待するところです。

千葉県生協連では消費者団体として、第4次千葉県消費者基本計画(案)について意見を述べさせていただきます。

1 消費者被害の防止とネットワーク強化

(1) 相談体制の充実 エ、

◆消費生活相談業務のデジタル化をおこなう際は、ITリテラシーの低い人達を取り残さないよう、電話や対面での相談についても積極的な取り組みと広報をお願いします。

ITリテラシーの乏しい人たち、高齢者や障害のある人など判断力が脆弱で被害にあいやすい人達にとっては、電話や対面での相談にたどり着きやすさも重要な視点と考えます。これまでと同様に、消費生活相談の電話番号の広報は積極的におこなってください。

また、電話相談業務がナレッジ（相談員向けFAQ）により、相談対応をマニュアル化したコールセンターとならないよう、丁寧な聞き取りやあっせん業務の一層の充実が必要だと考えます。そのためにも、消費生活相談員の人員確保やスキルアップのための研修の充実を図ってください。

(4) 見守りネットワークづくり ア

◆「見守りネットワーク」を構築するため、市町村の福祉部局および消費生活部局に対する支援のための施策を、福祉部局と連携して計画してください。

県の福祉部局とともに、取り組みの主体である市町村に対し「見守りネットワーク」事業が福祉課題解決と消費者被害防止に適うものであるとの理解を得るよう、働きかけをお願いします。現在パブリックコメントが進んでいる次期「千葉県高齢者保健福祉計画」にも、施策として取り上げられています。ぜひ、市町村行政、地域住民の理解を得られるよう、ご尽力ください。

また、厚生労働省が進める「重層支援体制整備事業」は、市町村での多世代交流や見守りの拠点づくりとして、消費者被害の相談受付や消費生活センターへの相談取り次ぎなども活動事例に取り上げられています。「千葉県高齢者保健福祉計画」と連動し、「重層支援体制整備事業」が「見守りネットワーク」



にも適うものとして、本計画に位置づけていただくよう要望します。

## 2 消費者市民を育む教育の推進

### (1) 成年年齢引下げを踏まえた若年者への消費者教育の推進 ウ

- ◆子どもの事故の未然防止のために「安全な環境づくり」を、保護者とともに保育従事者、また県民に広く啓発してください。

WHO(世界保健機関)の提言「乳幼児と青少年の事故による傷害の予防」では「(子どもの事故による)傷害と暴力は予防することが可能である」とされています。保護者だけでなく、保育従事者など子どもに関わる人に対して、これまでの見守り中心の事故防止対策ではなく「事故は環境整備や子どもの特性を理解することで防ぐことができるもの」とした「安全な環境づくり」に関する広報や啓発、学習の機会を設けてください。また、事故防止の機運を醸成するためにも、子どもの事故防止に関する情報(事故への注意喚起、法令、安全に関する認証制度、製品事故など防止対策を取る製品、企業など)を、消費者、県民へ広く、積極的に情報提供をお願いします。

### (2) 消費者教育や地域の活動を担う人材の育成 ウ、オ

- ◆消費者教育コーディネーターや消費生活サポーターなど、県が育成する人材の「見える化」を進め、市町村が活用しやすい制度整備を求めます。

県が育成、登録している消費者教育コーディネーター、消費生活サポーターを市町村が積極的に活用できるよう、人材バンクのような仕組みづくりを求めます。今回提案されている、シニア応援団の取り組みにも応用できるもの考えます。また、市町村の人材活用の好事例を、県内市町村、県民に共有していただきたいと思えます。また、消費生活サポーターの活動交流会などの企画を開催してください。共通する課題やテーマでの活動グループ結成や、地域における消費者団体の育成につながると考えます。地域の消費者団体が衰退すると、見守り活動などで共助する消費者の力も弱まります。消費者団体支援としても、ぜひご検討ください。

### (4) 持続可能な社会の形成に向けた教育の推進 イ

- ◆「ちばエコスタイル」が浸透するよう、一層の広報啓発を努めるべきと考えます。

環境部局が取り組む「ちばエコスタイル」ですが、もっと県民に浸透するよう、その取り組みが意味するところを含め、積極的に広報、啓発の実施を計画してください。中でも食品ロスの取り組みに関しては、国が進める外食時の食べ残したものの持ち帰りや、2025年度中に実施する消費期限を算定する目安の見直しなど、法律改正や制度変更が進んでいます。消費者及び事業者へ、改正や変更の目的および安全性に関する情報提供など、取り組みを促進するための広報、啓発の強化を求めます。

## 3 安全・安心な消費生活の確保

### (2) 商品・サービスの安全・安心の推進 ア

- ◆県民、消費者への食品安全に関するリスクコミュニケーションや学習の機会を増やしていただくよう、お願いします。

食品安全業務が厚生労働省から消費者庁に移管したことによる業務の遅滞がないよう、庁内健康福祉部と環境生活部の更なる業務連携の強化をお願いします。同時に、消費者に対して食品安全に関する情報の迅速かつ適切な公開も求めます。消費者目線でのリスクコミュニケーションや学習の機会をより一層増していただけるよう、要望します。 以上

## 千葉県生活協同組合連合会組織概要

創 立	1949 年
会長理事	首藤 英里子
会 員	12 生協
準 会 員	2 生協
所 在 地	千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館 5 階

# 千葉県生活協同組合連合会会員一覧

生活協同組合コープみらい

千葉県本部所在地 千葉市中央区新田町 36-15  
HP アドレス <https://mirai.coopnet.or.jp/>

生活協同組合パルシステム千葉

所在地：船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 4F  
HP アドレス <https://www.palsystem-chiba.coop/>

生活クラブ生活協同組合

所在地：千葉市美浜区真砂 5-21-12  
HP アドレス <https://chiba.seikatsuclub.coop/>

なのはな生活協同組合

所在地：千葉市稲毛区長沼原町 678-2  
HP アドレス <https://nanohana-coop.net/>

千葉県庁生活協同組合

所在地：千葉市中央区市場町 1-1  
HP アドレス <http://www.chibakenseikyo.or.jp/>

千葉大学生生活協同組合

所在地：千葉市稲毛区弥生町 1-33  
HP アドレス <http://www.univcoop.jp/chiba-u/>

東邦大学消費生活協同組合

所在地：船橋市三山 2-2-1  
HP アドレス <https://www.univcoop.jp/toho/>

千葉商科大学生活協同組合

所在地：市川市国府台 1-3-1  
HP アドレス <http://www.univcoop.jp/cuc/>

千葉県学校生活協同組合

所在地：千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館新館 6F  
HP アドレス <https://www.jcgsk.com/>

生活協同組合ちば住宅コープ

所在地：船橋市前原西 2-12-7 津田沼第一生命ビルディング 6F  
HP アドレス <http://www.cjcoop.or.jp/>

千葉県高齢者生活協同組合

所在地：千葉市美浜区真砂 5-21-12  
HP アドレス <http://chiba-koureiyou.sakura.ne.jp/>

千葉県勤労者共済生活協同組合

所在地：千葉市中央区弁天 1-17-1  
HP アドレス <http://www.zenrosai.coop/>

〈準会員〉東都生活協同組合

所在地：東京都世田谷区船橋 5-28-6 吉崎ビル 4 F  
HP アドレス <http://www.tohto-coop.or.jp/>

〈準会員〉常総生活協同組合

所在地：茨城県守谷市本町 281  
HP アドレス <https://www.coop-joso.jp/>



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



チーバくん  
ちばSDGs



**千葉県生活協同組合連合会**

千葉市中央区中央 4-13-10 (千葉県教育会館 5F)

tel. 043-224-7753 fax. 043-225-3459

<http://chiba-kenren.jp/>



千葉県生協連 HP はこちら